

鳥獣害防止総合対策交付金交付要綱の制定について

19生産第9422号
平成20年3月31日
農林水産事務次官依命通知

この度、鳥獣害防止総合対策事業の実施に係る鳥獣害防止総合対策交付金交付要綱が別紙のとおり定められたので、御了知願いたい。

なお、貴管下都府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

(別紙)

鳥獣害防止総合対策交付金交付要綱

第1 農林水産大臣は、鳥獣害防止総合対策事業実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助事業者に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 第1に規定する経費及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、実施要綱第3の1のただし書の事業に要する経費は、実施要綱第3の1に掲げる事業において実施する事業に要する経費として見なすことができることとし、これに対する交付率は、農林水産省生産局長が別に定めるところによる。

第3 別表の区分の欄に掲げる1及び2の相互間における流用をしてはならない。

第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は別記様式第1号のとおりとし、正副2部を鳥獣害防止総合支援事業にあっては地方農政局長等（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）、技術指導者育成事業にあっては農林水産大臣に提出するものとする。

2 補助事業者は、1の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

第5 規則第2条の規定による申請書の提出は、鳥獣害防止総合支援事業にあつては地方農政局長等が、技術指導者育成事業にあつては農林水産大臣が別に定める日までに行うものとする。

第6 補助事業者は、規則第3条第1号イ又はロの規定に基づき農林水産大臣（その委任を受けた者を含む。第8において同じ。）の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号により交付金変更承認申請書正副2部を鳥獣害防止総合支援事業にあつては地方農政局長等に、技術指導者育成事業にあつては農林水産大臣に提出しなければならない。

第7 規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第8 補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき農林水産大臣の指示を求める場合には、事業（本交付金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類正副2部を鳥獣害防止総合支援事業にあつては地方農政局長等に、技術指導者育成事業にあつては農林水産大臣に提出しなければならない。

第9 適正化法第12条の規定に基づく報告は、交付金の交付の決定があつた年度の各四半期（第4・四半期は除く。）の末日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに鳥獣害防止総合支援事業にあつては地方農政局長等に、技術指導者育成事業にあつては農林水産大臣に提出して行うものとする。ただし、鳥獣害防止総合支援事業にあつては地方農政局長等が、技術指導者育成事業にあつては農林水産大臣が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

第10 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、鳥獣害防止総合支援事業にあつては地方農政局長等に、技術指導者育成事業にあつては農林水産大臣に正副2部提出しなければならない。

2 第4の2ただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第4の2ただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前記の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに、鳥獣害防止総合支援事業にあつては地方農政局長等に、技術指導者育成事業にあつては農林水産大臣に報告するとともに、返還命令を受けたときは、これを返還しなければならない。

第11 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

第12 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合にあっては、別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第2、第3、第7関係）

区 分	経 費	交 付 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
鳥獣害防止総合 対策交付金				
1 農山漁村活 性化対策整備 交付金				
(1) 鳥獣害防 止総合対策 整備交付金	実施要綱に基づいて行う事業に 要する経費 1 鳥獣害防止総合支援事業	定額（2/3、5.5/10、 1/2以内）		1 事業の廃止 2 補助事業者の 変更
2 農山漁村活 性化対策推進 交付金				
(1) 鳥獣害防 止総合対策 推進交付金	実施要綱に基づいて行う事業に 要する経費 1 鳥獣害防止総合支援事業 2 技術指導者育成事業	定額 定額	経費の欄に掲げ る1及び2の経費 の相互間における それぞれの経費の 増減	1 事業の廃止 2 補助事業者の 変更

別記様式第1号（第4関係）

平成〇〇年度鳥獣害防止総合対策交付金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては農林水産大臣
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長
技術指導者育成事業にあっては農林水産大臣〕

所在地
団体名
代表者

印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、鳥獣害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）第4の規定により、鳥獣害防止総合対策整備交付金〇〇〇円、鳥獣害防止総合対策推進交付金〇〇〇円の交付を申請する。

記

事業の目的

事業の内容及び計画（又は実績）

} 注）様式は鳥獣害防止総合対策事業実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）の実施計画書に準ずる。

経費の配分及び負担区分

区 分	事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		交付金 (A)	自己資金 (B)	
1 鳥獣害防止総合対策整備交付金 2 鳥獣害防止総合対策推進交付金 (1) 鳥獣害防止総合支援事業 (2) 技術指導者育成事業	円	円	円	
合 計				

事業完了予定(又は完了) 年 月 日

収支予算(又は精算)

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 鳥獣害防止総合対策整備交付金 2 鳥獣害防止総合対策推進交付金 3 自 己 資 金	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 鳥獣害防止総合対策整備交付金 2 鳥獣害防止総合対策推進交付金 (1) 鳥獣害防止総合支援事業 (2) 技術指導者育成事業	円	円	円	円	
合 計					

注 区分欄には、必要に応じて積算内訳を記載する。

添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算(又は収支決算)
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第2号（第6関係）

平成〇〇年度鳥獣害防止総合対策交付金変更承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
技術指導者育成事業にあつては農林水産大臣〕

所在地
団体名
代表者

印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、鳥獣害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）第6の規定に基づき申請する。

記

- （注）1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
また、添付書類については、交付金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
- 2 交付金の額が増額する場合には、件名の「平成〇〇年度鳥獣害防止総合対策交付金変更承認申請書」を「平成〇〇年度鳥獣害防止総合対策交付金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、鳥獣害防止総合対策交付金交付要綱第6の規定により申請する。」を「下記のとおり変更したいので、鳥獣害防止総合対策交付金交付要綱により、交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

別記様式第3号（第9関係）

平成〇〇年度鳥獣害防止総合対策交付金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
技術指導者育成事業にあつては農林水産大臣〕

所在地
団体名
代表者
印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、鳥獣害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）第9の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		第○・四半期までに完了したもの		第○・四半期以降に完了するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注）「区分」の欄には、別記様式第1号の記の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

別記様式第4号（第10関係）

平成〇〇年度鳥獣害防止総合対策交付金実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
技術指導者育成事業にあつては農林水産大臣〕

所在地
団体名
代表者

印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、鳥獣害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）第10の規定により、その実績を報告する。

鳥獣害防止総合対策整備交付金〇〇〇円
なお、併せて精算額として 鳥獣害防止総合対策推進交付金〇〇〇円の交付を申請する。

記

- （注）1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
なお、軽微な変更があつた場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しのいずれかを添付すること。また、このほか、交付金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があつたものについては、必要書類を添付すること。

別記様式第 5 号（第 10 関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
技術指導者育成事業にあつては農林水産大臣〕

所在地
団体名
代表者
印

平成〇〇年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた事業について、鳥
獣害防止総合対策交付金交付要綱（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9422 号農林水産事
務次官依命通知）第 10 の 3 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	適正化法第 15 条の交付金の額の確定額 （平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）	金	円
2	交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税等相当額	金	円
4	交付金返還相当額（3 - 2）	金	円

（注）その他参考となる資料を添付すること。

別記様式第6号（第12関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

地区名		地区	事業実施年度			平成	年度	農林水産省所管交付金名									
政策 目的	事業の 内 容					工 期		経 費 の 配 分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業区分	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分				耐用 年数	処 分 制 限 年月日	承 認 年月日	処分の 内 容	
									交付金	都 道 府県費	市 町 村 費	その他					
	計																
	計																
	合 計																

- （注）1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。